

## 開発行為許可通知書

第80号

住 所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 36 番地 1

氏名又は名称 株式会社アルファード  
及び代表者名 代表取締役 七條 政利

令和2年4月13日付で申請のあつた開発行為については、都市計画法 第29条第1項の規定により許可する。

令和2年5月1日

宇多津町長

谷 川 俊 博



許可の内容（不許可の場合は申請の内容）

開発区域に含まれる地域の名称	綾歌郡宇多津町字岩屋 3448・3449 合併、3461-7、3462-1、3493-1、3493-8、3494-1、3495-1、3496-1、3523-5、3523-13、3523-14、3524-2、3525-1、3531-1 及び地先農道・水路
開発区域の面積	7,433.89 平方メートル
予定建築物等の用途	分譲住宅（21区画）

## 許可の条件

法79条により、都市計画上必要な条件を附す

開発工事完了届提出時までに水路新設及び宇多津町への寄附手続き一切を完了すること

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守ることとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宇多津町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。

(裏面)

## 開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（農地法、自然公園法、都市公園法、文化財保護法、森林法、風致地区条例等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5ヶ月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適切な措置を講じること。
- 5 別添の「施工状況写真の撮影要領」により、施工状況の写真を撮影しておくこと。
- 6 許可内容を変更しようとするときは、必ず事前協議を行ったうえで必要な手続きを行うこと。
- 7 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開発許可標識	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	
開発許可を受けた者の住所及び氏名	
開発許可の年月日及び番号	年      月      日      第      号
工事施行者の住所及び氏名	
工事現場管理者の氏名	
工事予定期間	年      月      日から      年      月      日まで

注1 開発許可標識の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。

2 「開発許可を受けた者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。